

# 被災者生活再建支援制度の見直し検討結果報告（概要）

平成 30 年 11 月  
 全国知事会危機管理・防災特別委員会  
 被災者生活再建支援制度に関する見直し  
 検討ワーキンググループ

7 月開催の全国知事会議で支給対象を議論するワーキンググループを設置して、支給対象の拡大範囲、支給額、支給拡大に伴う財政負担、自助・共助・公助のバランスについて検討を進めることになったことから、その検討結果を取りまとめました。

## 1 被災者生活再建支援制度の見直し検討

### （１）支給対象の拡大範囲

- 被害額を算出すると、1 世帯あたり、全壊は約 2,400 万円、大規模半壊は約 1,400 万円、半壊は約 1,000 万円、その他被害は約 300 百万円の損害が発生している状況にある。
- 都道府県独自の被災者生活再建支援制度の支給実績によると、データに制約があるものの、半壊の場合少なくとも 1 世帯あたり 200 万円から 300 万円の修繕費等がかかっている実態が見られた。
- 被害額の算出や都道府県独自の被災者生活再建支援制度の支給実績から、半壊世帯は、「生活基盤に著しい被害」を受けている可能性が高い。
- 近年、半壊被害も対象とする制度等が増加しており、被災者対策・被災地復興対策における半壊被害対応の重要性が高まっているものとする。

### （２）支給額

- 半壊の支給額は、シミュレーションによる算出額と災害救助法の応急修理を活用できることを考慮すると、50 万円程度が妥当な支給水準と考えられる。
- 一部損壊、床上浸水、床下浸水の支給額は、仮にシミュレーションすると 30 万円程度となる。

### （３）支給拡大に伴う財政負担

- （１）（２）をもとにシミュレーションすると次のとおりとなる。

#### 【必要額シミュレーション】

	支給額	必要額	うち市町村民税 非課税世帯支給
半壊	50 万円	年 16 億円	
一部損壊	30 万円	年 124 億円	年 31 億円
床上浸水	30 万円	年 56 億円	年 14 億円
床下浸水	30 万円	年 285 億円	年 71 億円

### （４）自助・共助・公助のバランス

- 「自助」・「共助」の取組である地震保険の加入率は 31.2% と高いとはいえ、住宅耐震化率も改善する余地があることから、引き続き「自助」・「共助」の取組を促進する必要がある。
- 他方で、「生活基盤に著しい被害」を受けた被災者の生活再建のための制度である、被災者生活再建支援制度により、その被害の実態に応じた支援を図るなど、「公助」の役割として災害に備えておく必要がある。

## 2 検討結果

### (1) 制度の見直し内容

- 被災者生活再建支援法が謳う「住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する」ため、現行規定の「生活基盤に著しい被害」として支給対象とする範囲を、制度の持続可能性などを考慮して検討し、半壊まで拡大する。
- 現行の支給額と被害別の程度のバランスを考慮し、半壊の支給額は50万円を目安とする。拡大した場合の財政負担は年16億円を見込む。

#### (考え方)

- ◇被害額の算出や都道府県独自の被災者生活再建支援制度の支給実績から、半壊世帯は、法が支援の対象とする「生活基盤に著しい被害」を受けている可能性が高く、被災者に寄り添った支援が必要である。
- ◇一方で、支給対象の検討にあたっては、都道府県の相互扶助の範囲内で負担できる規模と、地震保険・地震共済の加入や住宅の耐震化の阻害とならないよう自助・共助・公助のバランスを考慮する必要がある。
- ◇近年の災害における全壊以外の被害の発生状況や、半壊被害に対する公的支援の状況を踏まえると、被災者生活再建支援法の目的から半壊世帯への支給はナショナルミニマムとして全国一律の制度として対応すべきである。
- ◇半壊の支給額を50万円とした場合、財政負担は年16億円、10年間で160億円となることから、制度として持続可能性があり、被災者を支援するために都道府県が相互扶助できる範囲と考えられる。
- ◇配慮を要する世帯、店舗兼住宅の店舗部分への支給や、住家被害認定基準の見直しによる支給については、今後の災害による被害状況や制度の持続可能性などを考慮する必要がある、今後の課題と考える。

### (2) 追加拠出の考え方

- 平成31年度に各都道府県の追加拠出により基金規模を600億円とすることから、その基金規模の半分を下回った場合に、以降の追加拠出について検討を開始する。
- また、支給対象が半壊まで拡大された場合も同様に、半壊を含めた基金規模の半分を下回った場合に、以降の追加拠出について検討を開始する。

#### (考え方)

- ◇7月の全国知事会議では、現行制度を前提とした基金の規模として600億円が必要とした。また、基金の追加拠出については、検討期間、各都道府県での予算化、国への財政措置の要望と地方財政措置が必要となるため、2年程度の期間を要する。
- ◇こうしたことから、現行制度を前提として、基金規模600億円の半分となる300億円を下回った場合に、以降の追加拠出について検討を開始する。年60億円の支出を前提に2年間の検討等の期間が経過した場合の基金残高は180億円程度になることから、追加拠出の時期としては妥当と考える。
- ◇支給対象が半壊まで拡大された場合、基金の規模として760億円が必要となる。この場合も現行制度と同様に、半壊を含めた基金規模の半分となる380億円を下回った場合に、以降の追加拠出について検討を開始する。年76億円の支出を前提に2年間の検討等の期間が経過した場合の基金残高は230億円程度になることから、追加拠出の時期としては妥当と考える。